

土曜寺子屋（ドテラ）入会規約

～子どもたちにとって、よりよい学習の場であるために～

非営利組織「小さな森の学校」
代表 野田 由栄子

この会は、ご入会いただく児童・生徒および保護者との間で、円滑な学習の場が提供できることを目的とし、必要事項をまとめたものです。

第1条（目的）

① 児童・生徒の自己肯定感を育み、生きる力を育てること、② 学校授業の補習を中心とする学習をサポートすることの2つです。

第2条（入会資格）

何らかのご事情で、学校以外の学習サポートを必要とされる方（家庭の事情で塾や家庭教師等についていない方、不登校や海外生活などの理由で学習に遅れが出ている方など）で、小学校4年～中学校3年の児童・生徒を対象とします。

第3条（入会）

「入会申込書」を提出の上、入会規約に同意された方（保護者と児童・生徒）と面談を行い、決定します。

年度ごとに活動しますので、途中入会も可能です。

必要な手続きを行えば、次年度への継続も可能です。

第4条（退会）

入会期間は入会から3月の年度末までです。

ただし、当寺子屋へ通う他の児童・生徒に対し、著しい妨害行為を行った場合や特別な事情がなく欠席や遅刻が多い場合、当寺子屋での指導が難しいと判断した場合、また当寺子屋の趣旨にふさわしくないと判断した場合は、退会もしくは保護者をご相談の上退会していただくことがあります。

第5条（責任の所在）

当寺子屋の指導員が加入している「普通傷害保険」により支払われる範囲以外の活動中の事故やトラブル（器物破損・盗難・病気・アレルギーなど）につきましては、一切責任を負えませんので、お子様へのご注意をお願いいたします。

当寺子屋への往復の際の事故やトラブルなどにつきましても、当寺子屋では一切の責任を負えませんのでご承諾ください。交通傷害保険に入ってくださいをお勧めします。

なお、寺子屋外での事故やトラブル等の責任は負いかねます。

第6条（個人情報）

当寺子屋で知り得た個人情報を、当寺子屋運営以外の目的で使用することはありません。また、第三者に開示することはありません。

第7条（その他）

当寺子屋の性格上、特定の宗教活動や政治活動についてはご遠慮ください。